

パチンコ店における感染防止対策

令和2年5月15日

広島県遊技業協同組合

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1. 店休日などを利用して、店内の徹底した清掃・消毒を実施する
2. 全従業員の、出勤時における体温チェック及び体調確認を実施する
3. 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない
4. 店舗全ての出入口に消毒液を配置し、常時の利活用を実施する
5. 開店前にお客様が並ばないように、整理券等の利用や抽選を実施する
6. 全従業員が、マスクの着用を実施する
7. マスクを着用しないお客様へは、入場制限を実施する
(マスクの有償配布等も検討し、徹底したマスク着用を実施する)
8. 遊技台両側面の分煙ボード等を活用し、隣席への飛沫感染防止を徹底する
9. 出入口や排煙窓の開放を利用し、定期的な換気を実施する
(4月以降は店内禁煙であるが、元来、喫煙者が多い環境で店内の空気環境への対策として、1時間に5~10回の機械的・自動的な強制換気を実施中)
10. 混雑時の入場を制限する
11. 店舗内で大声を発することを禁止する
12. 店舗内で激しい運動等を禁止する
13. 遊技をしながらの食事を禁止する
14. お客様が入れ替わる度に、遊技台(ハンドル・ボタン等)消毒を実施する
15. 景品カウンターにシールドを設置する
16. 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する

レベル2以上の段階で行う感染防止対策

1. 店舗の利用は、「県内在住の方」のみとする
【県外からの利用はHPや店舗内外の掲示、店内放送による積極的な呼びかけ等を実施し、自粛を要請する】
2. 閉・開店時間の前・後倒しなど、営業時間の短縮を実施する
3. 週1回程度の店休日を実施する
4. 開店前・後の入場時における、お客様の体温チェックを実施する
(発熱のあるお客様は、入場をお断りする)
5. 朝の開店時、お客様同士が間隔を2m開けての入場を実施する
6. 分煙ボード等の設置が無い環境の店舗では、遊技台の電源を1台置きに入れ、お客様同士の間隔を開けて着席していただく
7. トイレ等に設置される、ジェットタオルの利用停止を実施する
8. 集客を目的とした、全ての広告宣伝の自粛継続を実施する
9. BGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態とする